

令和3年度以降の復興の取組について（骨子案）

令和2年〇月〇日
復興推進会議決定

1. 基本的な考え方

東日本大震災の発災から9年3か月が経過。

政府は、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、復興庁の設置期間の延長等を内容とする法案を国会に提出し、令和2年6月5日に、「復興庁設置法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立した。

令和2年度は、復興・創生期間の最終年度。令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するため、基本方針及び改正法に基づき、その具体化に向け取り組む必要がある。

このため、令和3年度以降の復興期間、同期間に向けた主な取組、法改正に伴う措置、事業規模と財源について、以下の通り定める。

2. 復興期間

基本方針において、地震・津波被災地域では、令和3年度からの5年間に心のケア等の被災者支援など残された課題に取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すとともに、地方創生の施策等を活用し持続可能で活力ある地域社会を創り上げるとしている。また、原子力災害被災地域では、当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行い、5年後に見直しを行うこととしており、移住促進等の新たな活力の呼び込みや国際教育研究拠点の構築など施策の強化等に取り組むこととしている。

〔 令和3年度から同7年度までの新たな復興期間5年間の名称について記載する予定。 〕

3. 今後の取組

基本方針及び改正法に基づき、令和3年度以降の復旧・復興事業の検討を進めるほか、以下のとおり所要の準備等を進める。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い復旧・復興事業の遅れや被災者支援等の取組への支障が生じないように、その影響の把握に努めるとともに、被災地においても令和2年度補正予算等により、各省庁が連携して、対応に万全を期する。

(1) 地震・津波被災地域の取組

基本方針においては、国と被災地方公共団体が協力し、心のケア等の被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すとともに、地方創生の施策等を活用し持続可能で活力ある地域社会を創り上げるとしている。

① 復興局の位置及び組織

復興の進捗状況に応じて、復興局をより効果的に機能させる観点から、基本方針及び改正法により、岩手復興局及び宮城復興局の位置については、被災者支援や産業・生業の再生など復興の課題が集中する地域に組織の軸足を移すため、それぞれ沿岸域に変更し、盛岡市と仙台市に支所を設置することとしている。

具体の位置については、今後の復興需要や交通アクセス、県の出先機関との連携といった観点から検討を行い、被災自治体の意見を踏まえながら、今夏を目途に政令で定める。

② 東日本大震災復興特別区域法

復興・創生期間後における規制の特例等の対象地域について、復興状況や事業の見込み等を考慮しつつ、重点化を検討の上、今夏を目途に政令で定めるための準備を進める。

また、復興特区税制の対象地域については、内陸部に比べ復興が遅れている沿岸部の産業復興を重点的に進める観点から、震災前と比べた人口など復興の進捗状況に関する指標や被災自治体からの要望等も踏まえつつ、今夏を目途に政令で定めるための準備を進める。

復興特区法に基づく復興特別区域基本方針の改定等、所要の準備を進める。

③ 地方創生との連携強化

被災地における地方創生施策の更なる活用に向けて、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込まれた各種の取組を着実に進めるとともに、復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化を図る。

(2) 原子力災害被災地域の取組

原子力災害被災地域の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、基本方針及び改正法に基づき、地震・津波被災地域と共通する事項のほか、復興・創生期間後も引き続き国が前面に立って取り組むこととしている。

① 移住の促進等

福島特措法の改正により、現行の帰還環境整備交付金を帰還・移住等環境整備交付金に拡充し、交流人口・関係人口の拡大や魅力ある働く場づくりを含め、新たな住民の移住・定住の促進に資する事業を追加したところであり、思い切った施策の具体化に向け検討を進める。

② 国際教育研究拠点

「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」の最終とりまとめを受けて、国際教育研究拠点について記載する予定。

③ 営農再開の加速化

地元の担い手に加えて外部からの参入も含めた農地の利用集積や六次産業化施設の整備促進のための農地転用等の特例を設けたところであり、こうした特例も活用し、営農再開の加速化に向けた取組を検討する。

④ 税制措置

福島イノベーション・コースト構想の推進及び風評対策に係る課税の特例について、令和3年度税制改正に向け、検討を進める。

⑤ その他の措置

福島特措法に基づく福島復興再生基本方針の改定等、所要の準備を進める。

4. 事業規模と財源

令和3年度以降5年間の復旧・復興事業の事業規模の見通しと財源について、基本方針を踏まえ、さらに調整・精査を進め、記載する予定。